

第5章 整備基本計画

■第1節 遺構保存の計画

全体的には、史跡及び整備にかかわる周辺地域を対象に、未調査部分の試掘調査結果も参照しながら、遺構の有無により適切な盛土厚を決定します。

電気や水道など維持や活用に必要な設備が遺構を破壊することのないよう、十分な規模・構造で造成を計画します。

地下水による浸食・凍結による劣化、植栽の根系による破壊、車両等の踏圧による影響も考慮し、現状地盤面上に表示層として碎石や砂等を敷設したうえでの盛土を原則とします。

(1) 地上に表れている遺構

■基壇建物跡

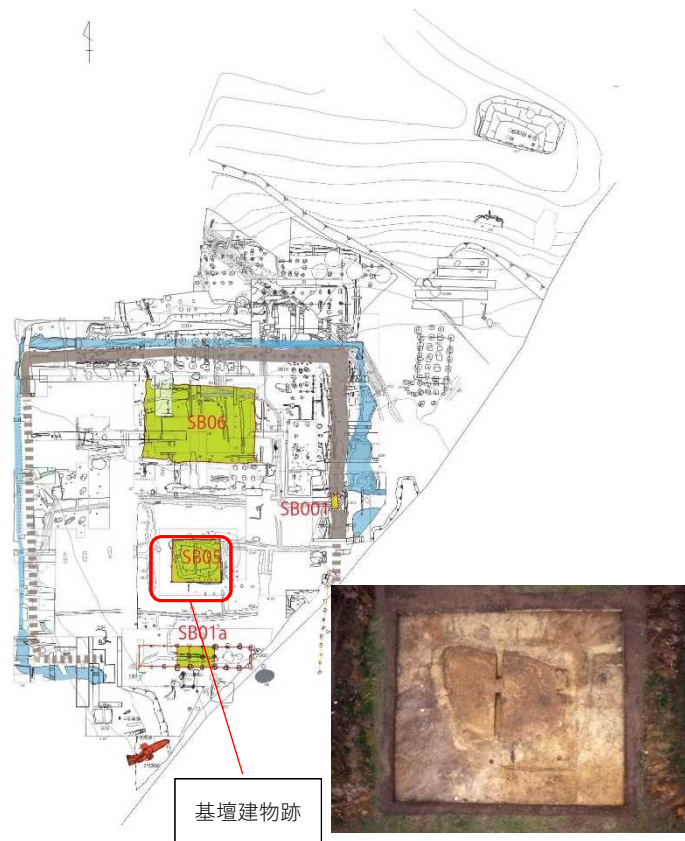
唯一地上に表出している遺構で、版築で築かれた基壇です。0.7mの高さで遺存しています。堰板溝の範囲から、桁行40尺(11.8m)、梁行35尺(10.3m)の規模と想定されます。

遺構保護のため簡易な盛土が施されていますが、調査で判明した規模を参考に十分な盛土を追加して成形し、保護します。

基壇直上に建造物は設置しませんが、遺構表現や展示に必要となる軽量の構造物を設置する場合には遺構面に達しない位置に基礎等を埋設します。



基壇建物跡の現況



第75図 地上に表れている遺構（基壇建物跡）

第I期(創建期)

0 100m (1/2500)

(2) 地下に埋蔵されている遺構

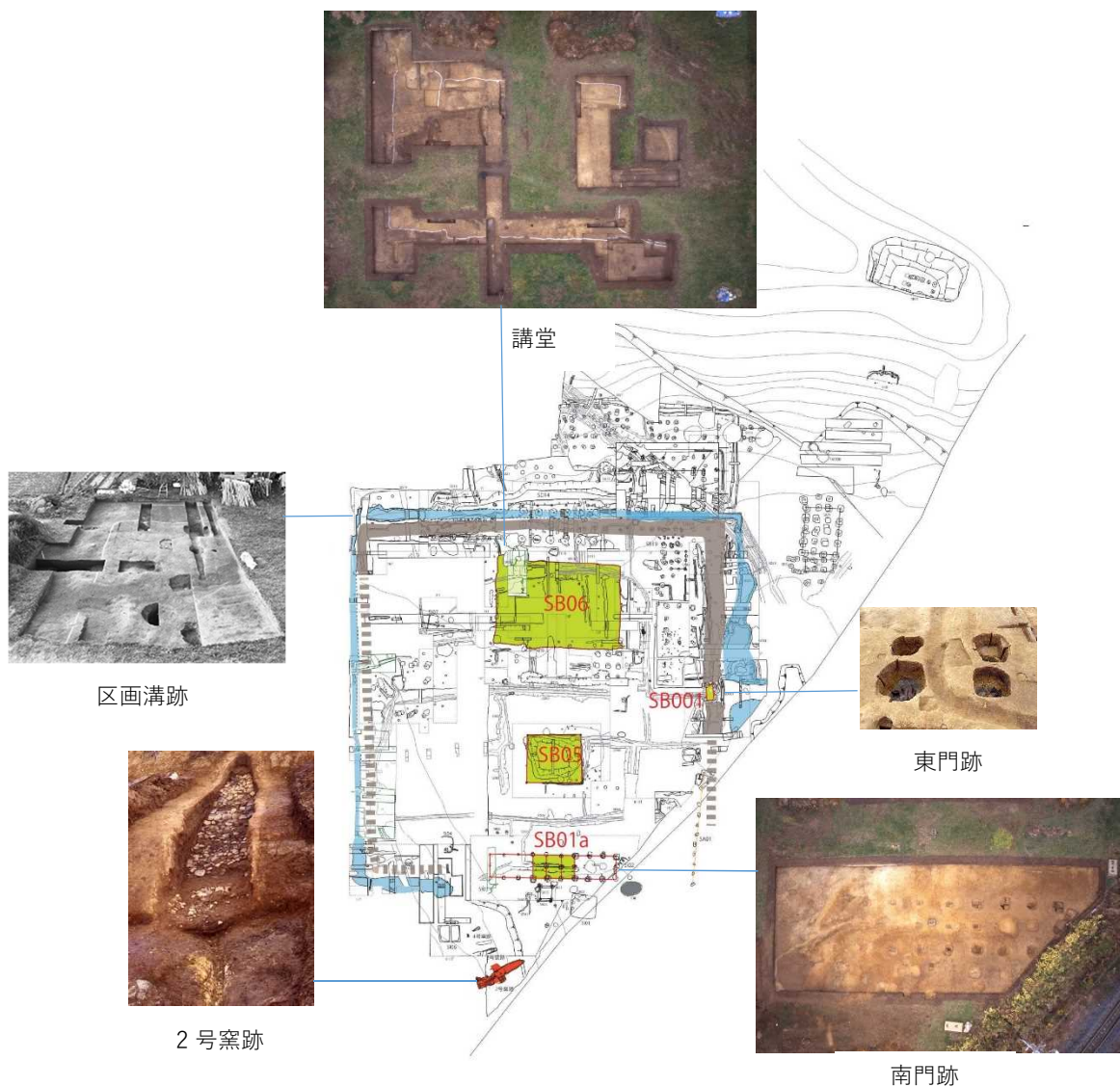
■掘立柱建物跡・区画溝跡・築地塀跡・掘込地業建物跡・瓦窯跡

史跡全体に各時期にわたる多数の遺構が埋蔵されています。遺構面は現地表面から30～100cm程度の深さに存在していますが、整備における各種施設配置によって遺構が損なわれないよう、各遺構検出面についての情報をもとに、北から南へかけて傾斜する地形に沿いながら最低限の盛土を追加して保護します。



昭和50年代の調査風景（遺構検出状況 北から）

遺構表現や展示に必要となる軽量の構造物を設置する場合には、遺構面に達しない位置に基礎等を埋設します。



第76図 地下に埋蔵されている主な遺構

■第2節 造成

①史跡北部

緑陰を確保するために既存の樹木を生かし、草地とします。遺構として SB33・SI05・SI28 が埋蔵され、現地表面から約 30 cm で検出されることを考慮し、追加の植栽が可能なように遺構面からの盛土厚を調整します。また、北から南へかけての傾斜を有するエリアであるため、史跡中央部への排水状況を考慮して適切な排水設備を設けます。近代に排水のために掘削された素掘りの溝は適切な排水設備を設置するとともに盛土を施し掘削前の地形を復元します。

②主要伽藍のある史跡中央部

北から南に向かって緩やかに低くなる地形です。また、SB06（講堂跡）・SB05 付近を最高地点として東西方向にも若干傾斜しています。造成はこの地形に沿い、遺構検出面の高さと、重要な建物を周辺より高い場所に配置して目立たせた立地の特徴を踏まえて盛土厚を調整し、その上に遺構を表現します。盛土厚は史跡北側から集まる排水を処理する設備の埋設も考慮して設定します。

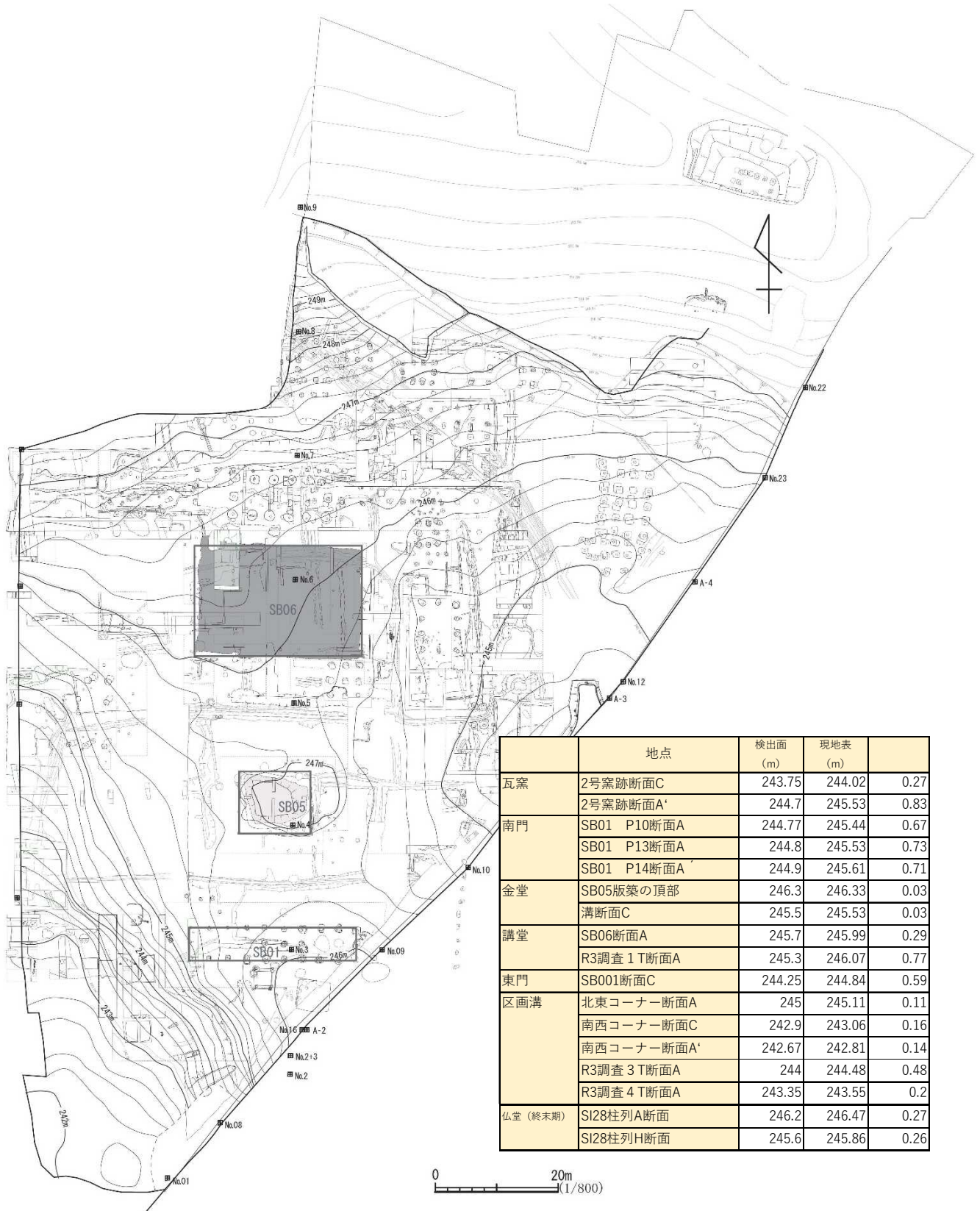
基本的に遺構面から約 50 cm 以上の厚さとなるよう盛土を施し、遺構の保存と各種施設配置が可能になる保護層を設けます。また、区画溝や築地の表現により主要伽藍のある範囲は方形を呈する区域となりますが、舗装による遺構表現や園路以外の部分は芝を植えて保護します。

③史跡南部

史跡内で最も標高が低くなる史跡南部は、遺構面から約 50cm 以上の厚さで盛土を施し、遺構の保存と各種施設配置が可能となる保護層を設けます。特に水流による遺構の浸食がおこらないよう適切な舗装と水路を設置し、周辺宅地や JR 施設に影響のない排水路への放流を検討します。

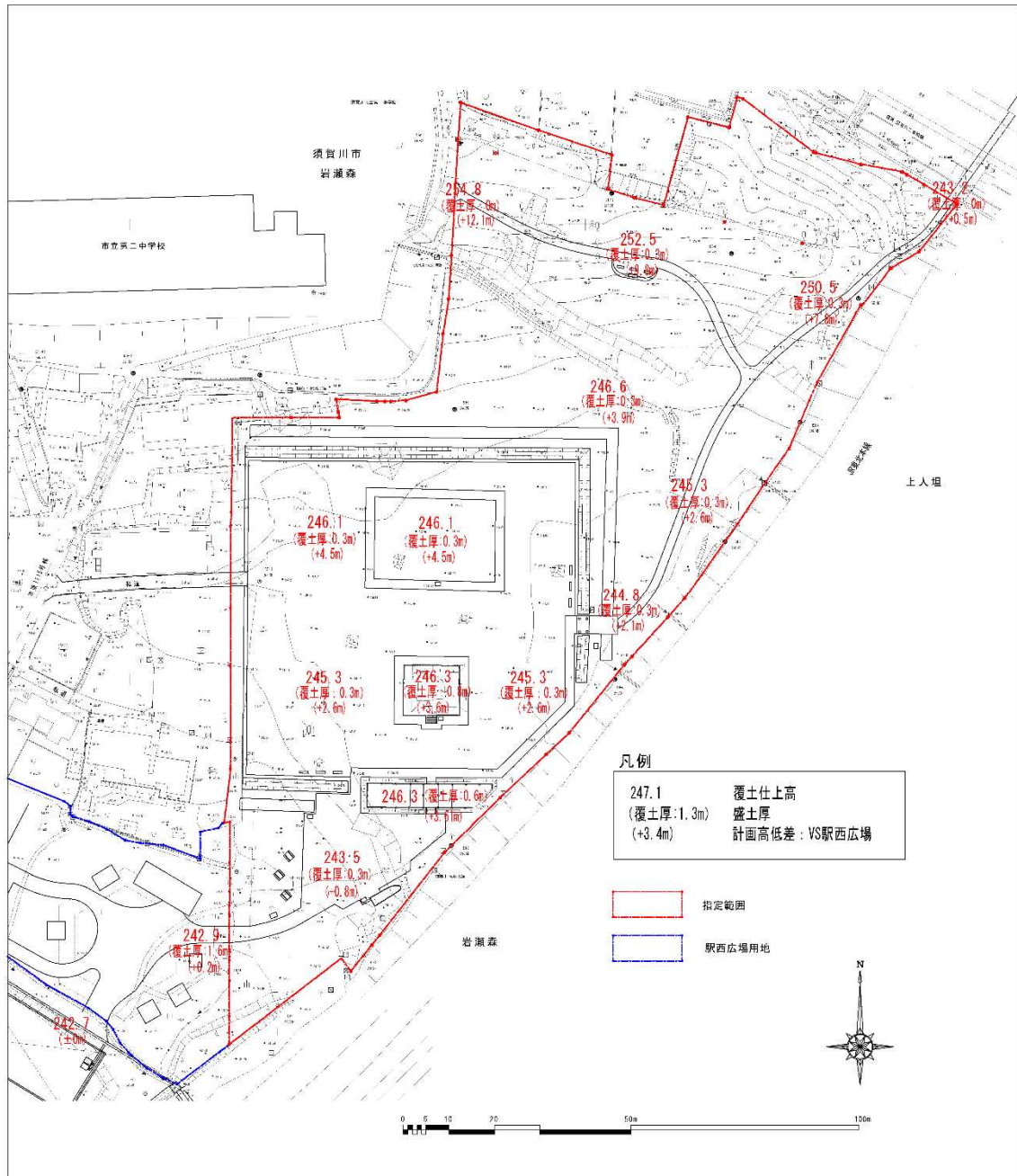
この部分の傾斜を利用し、創建期の瓦を焼いた窯跡が存在するため、史跡の成り立ちにかかわる重要な要素として傾斜を維持します。

史跡南部と JR 須賀川駅西口との接続部分となる南西部（史跡範囲外）は、旧地形や遺跡のあった当時の景観を考慮した平地造成とします。

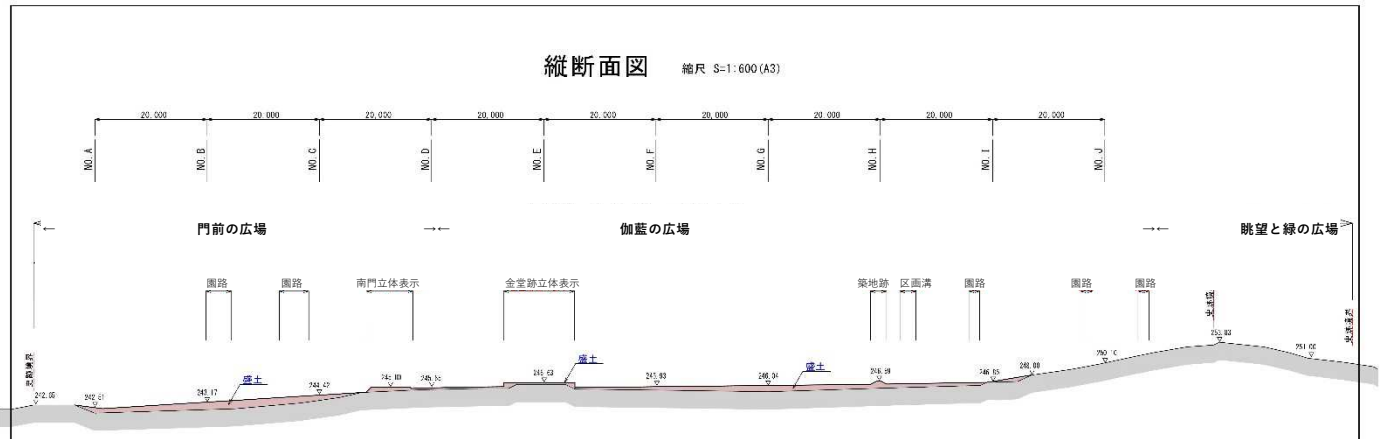


	地点	検出面 (m)	現地表 (m)	
瓦窯	2号窯跡断面C	243.75	244.02	0.27
	2号窯跡断面A'	244.7	245.53	0.83
南門	SB01 P10断面A	244.77	245.44	0.67
	SB01 P13断面A	244.8	245.53	0.73
	SB01 P14断面A	244.9	245.61	0.71
金堂	SB05版築の頂部	246.3	246.33	0.03
	溝断面C	245.5	245.53	0.03
講堂	SB06断面A	245.7	245.99	0.29
	R3調査 1 T断面A	245.3	246.07	0.77
東門	SB001断面C	244.25	244.84	0.59
区画溝	北東コーナー断面A	245	245.11	0.11
	南西コーナー断面C	242.9	243.06	0.16
	南西コーナー断面A'	242.67	242.81	0.14
	R3調査 3 T断面A	244	244.48	0.48
	R3調査 4 T断面A	243.35	243.55	0.2
仏堂 (終末期)	SI28柱列A断面	246.2	246.47	0.27
	SI28柱列H断面	245.6	245.86	0.26

第 77 図 復元想定地形図 (主要遺構検出面の標高) *コンター図は平成 8 年作成

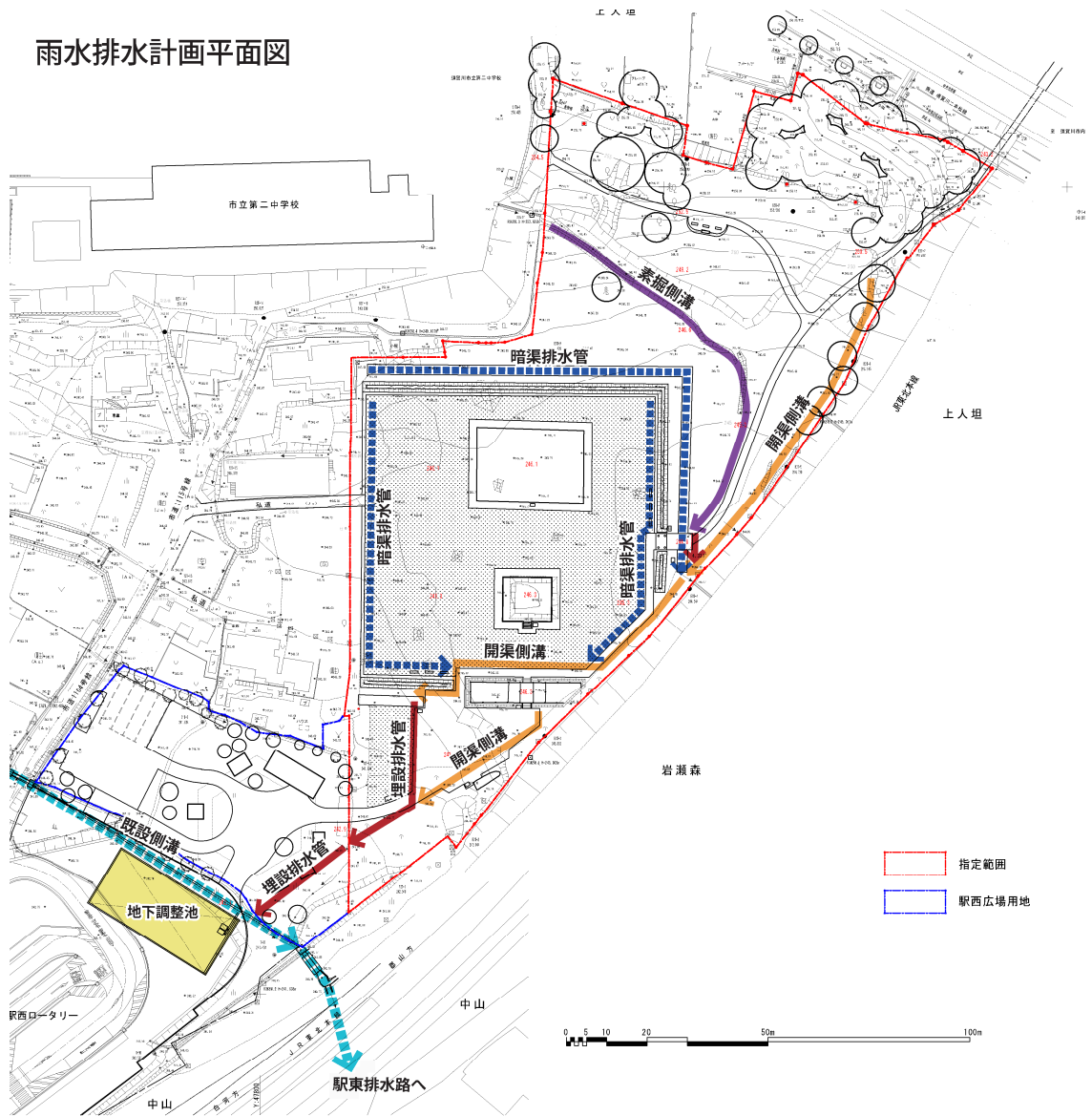


第 78 図 造成計画図



第 79 図 縦断面図

雨水排水計画平面図



第 80 図 排水処理計画図

■第3節 ゾーニング

上人壇廢寺跡を整備するにあたり、遺構の性格や地形的要因、史跡の空間に求められる役割を考慮し、史跡指定範囲とその周辺を下記のように区別します。

(1) 門前の広場

寺院の建造に先立って瓦を生産していた瓦窯があり、緩やかに傾斜を登りながら寺院の南門に向かう範囲です。寺院成立前夜を象徴する瓦窯と、寺院創建前後の土地の様子や遺構の配置を案内板などで表示し、伽藍への導入部分とします。また、利用者の集合や休憩スペースとしても整備します。

(2) 伽藍の広場

区画溝で囲まれた主要伽藍を表示するエリアです。史跡の特徴である南北に一直線に並ぶ南門・金堂・講堂と、東山道からの入り口となった東門を表現し、それぞれの遺構の形状や役割、出土遺物などについて知るとともに、遺構の形状や園路を利用した運動や地域活動ができるスペースとなります。計画性をもって整然と配置された大型の建物が存在した当時の様子を感じ取れるよう整備します。

(3) 眺望と緑の広場

史跡内で最も標高が高く、市街地や上人壇廢寺跡と関連する遺跡の配置を眺望できるエリアです。周辺の関連遺跡が眺望できるポイントを表示して広域的にみた史跡の立地を理解するとともに、既存の樹木による緑陰で自然に親しみ、心身を安らげるスペースとなるよう整備します。

(4) 駅西広場

史跡指定範囲の南西に接し、JR 須賀川駅西口と史跡をつなぐエントランスエリアで、地域活動ができるフリースペースです。須賀川駅西地区都市構造再編集中支援事業で整備されるスペースで、史跡西部・南部・北部からの進入路が未整備のため史跡の唯一のエントランスとなります。



第 81 図 ゾーニング計画図

■見学のルート1：創建期遺構をたどり、史跡とまちを眺望する

【史跡観覧動線⇔北側園地利用動線⇔北側アプローチ動線】

南門跡から講堂へ向かい、北東の区画溝と築地に沿って東門跡へ至る。東門跡から伽藍の広場を北へ進み、眺望と緑の広場から南を眺望する。北側アプローチ動線で下宿町内会の旧奥州街道へ至る。

■見学のルート2：JR須賀川駅東口から東西自由連絡通路・駅西広場から史跡へ至る

【駅西アプローチ動線⇔史跡観覧動線⇔北側園地利用動線】

東西自由連絡通路を経由して西口ロータリーに至る。ロータリー北側の出入口を経由して駅西広場に至り、門前の広場の案内板を経て史跡公園へと進む。

■見学のルート3：大型バス等でアクセスする団体の動き

【国道4号⇔駅西広場⇔史跡観覧動線⇔北側園地利用動線】

バスは国道4号から駅西広場に進入して駐車する。見学者は門前の広場を経由して史跡観覧動線により見学する。

■散策のルート

【駅西アプローチ動線⇔史跡観覧動線⇔北側園地利用動線⇔史跡北側アプローチ動線】

市道1104号線から駅西広場を経て史跡へ進む。史跡観覧動線により遺構表示を眺めながらほぼ正方形の寺域に沿って一周する、または南門から北東へ延びる園路で東北本線の車両や市街地を眺望しながら眺望と緑の広場へ至る。眺望と緑の広場北側に設けた歩道によって、下宿町方面から徒歩で史跡に入ることができる。

■通勤通学のルート

【駅西アプローチ動線⇔史跡観覧動線⇔北側園地利用動線⇔二中連結動線・北側アプローチ動線】

国道4号・駅西ロータリーから駅西広場を経て史跡に進入し、寺域に沿った園路を通行して東門跡⇔眺望と緑の広場へ向かう。

史跡北側住民は、眺望と緑の広場から県道須賀川二本松線の高架をくぐって下宿方面へ至る歩道を利用する。中学校への登下校は、眺望の広場から西の中学校敷地へ向かう園路を進み、中学校が管理するゲートから校地へ出入りする。

■利用動線：中学校授業や部活動に対応するルート

【二中連結動線⇔北側園地利用動線⇔史跡観覧動線】

校地南東部に設置した学校が管理するゲートを出入りし、眺望と緑の広場の園路に沿って伽藍の広場へ進む。

■管理動線：管理作業や車両の進入ルート

【管理用アプローチ動線】

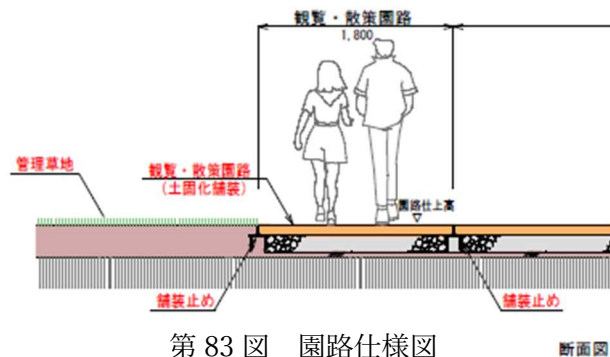
清掃・施設修繕・植栽管理の作業員や車両は西側から史跡内へ乗り入れ、伽藍の広場内園路を周回する。

■バリアフリー動線

園路は全体的に車いすやベビーカーでの通行が可能な勾配で計画しますが、門前の広場や眺望と緑の広場の傾斜は、史跡が機能した当時の地形を維持することを前提として可能な限りバリアフリーとなるように計画します。

■園路仕様

園路は遺構を保護するため盛土を施して設置します。自然の地面を思わせる軟質土系の舗装を原則とし、動線の性格により色を分けることで、奈良時代の遺構を知るルート、電車や市街地の眺望を楽しむ散策ルートなど、エリアの性格がわかるようにします。



第 83 図 園路仕様図

園路の幅員は、維持管理や地域活動等で必要な機材の運搬車両が可能な規模と構造に設定します。

(2) 史跡外の動線

■車によるアクセス動線

【国道4号⇄JR須賀川駅東口駐車場→(徒歩)東西自由連絡通路→駅西口→史跡】

駅西口に公営・民営の駐車場がないため、車はJR須賀川駅東口の公営・民営駐車場に駐車し、駅東西自由通路により西口・史跡へ進入する。

■自転車・徒歩によるアクセス動線

【市道1104号線→駅東口または駅西広場→史跡】

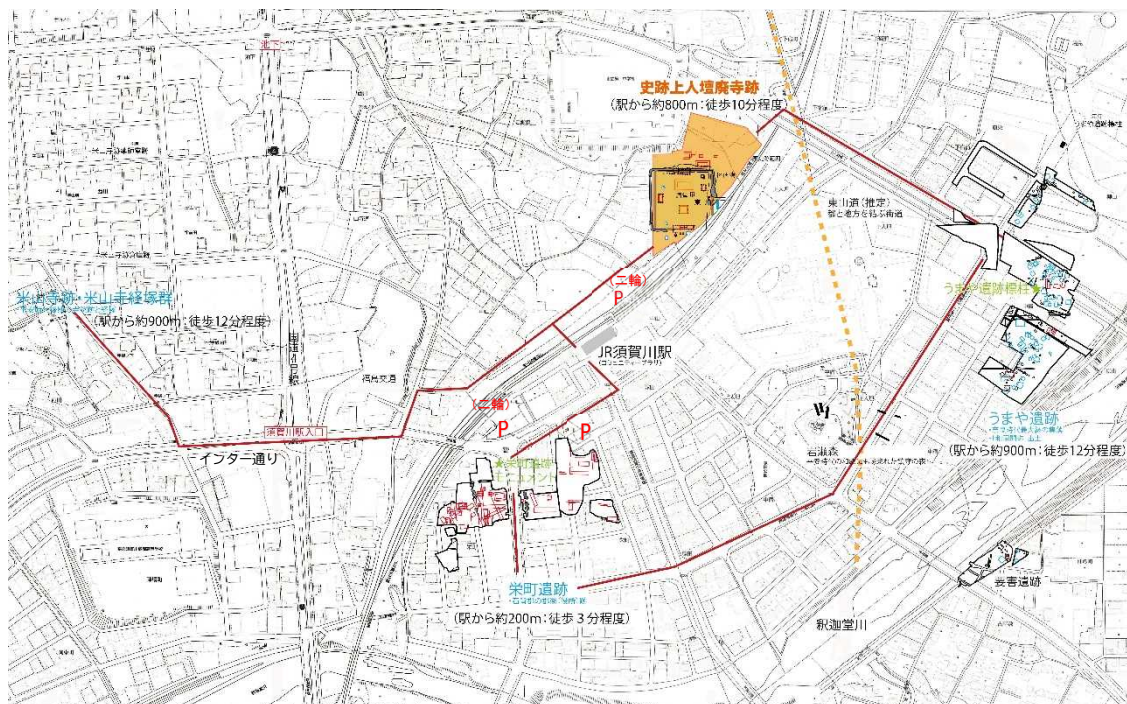
自転車は駅西口駐輪場または駅西広場に駐輪し史跡へ進入する。または、駅東口から自転車は押して東西自由連絡通路を通り、駅西広場へ進入可能。

■関連遺跡への回遊動線1(上人壇廃寺跡・米山寺跡)

市道I-16号線(インター通り)を往復し、郡衙に関連して創建された上人壇廃寺跡とその後地方豪族により創建された米山寺跡に至る。

■関連遺跡への回遊動線2(上人壇廃寺跡・栄町遺跡)

JR須賀川駅東口から、郡衙である栄町遺跡を巡り、駅舎内を通って上人壇廃寺跡に至る。



第 84 図 上人壇廃寺跡と関連遺跡の回遊動線

■第5節 遺構表現

各期の遺構の中でも、創建期の遺構である南門・金堂基壇・講堂・東門・区画溝・築地は、古代寺院の要素を端的に表し、陸奥国からの石背国分割という大きな画期に関係したと考えられる重要な遺構です。これら創建期（第1期・8世紀前半）の遺構（南門・金堂基壇・講堂・東門・区画溝・築地塀）を地表面に表現します。その他の遺構については、案内板や全体的な解説板の中に明示します。史跡全体について、表面は遺構表示部分及び園路などを必要に応じて舗装し、緑地としても整備します。舗装にあたっては、誘導表示や遺構表示など機能別に舗装材を変えるなどして視覚的に区別できるようにします。

また、建造物の地上部分や地下に埋蔵されている遺構について、立体的な復元にかわりAR(拡張現実)/VR(仮想現実)によって表現することを基本とし、創建期の景観や建物の様子について多様な可能性を示すものとします。



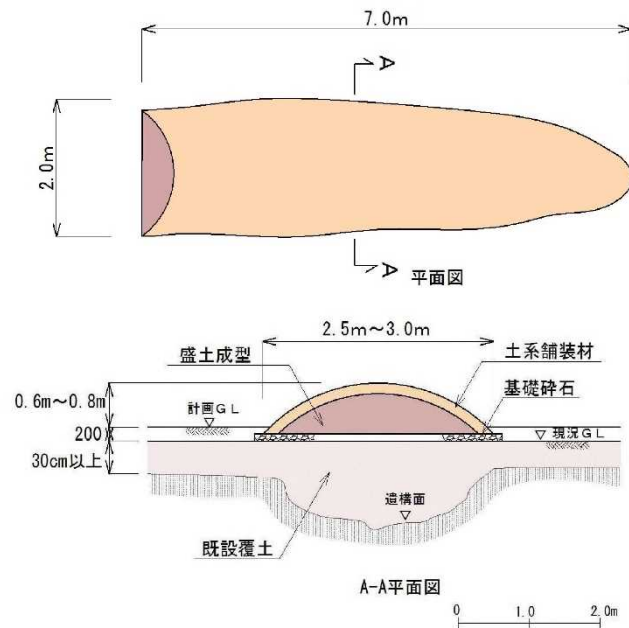
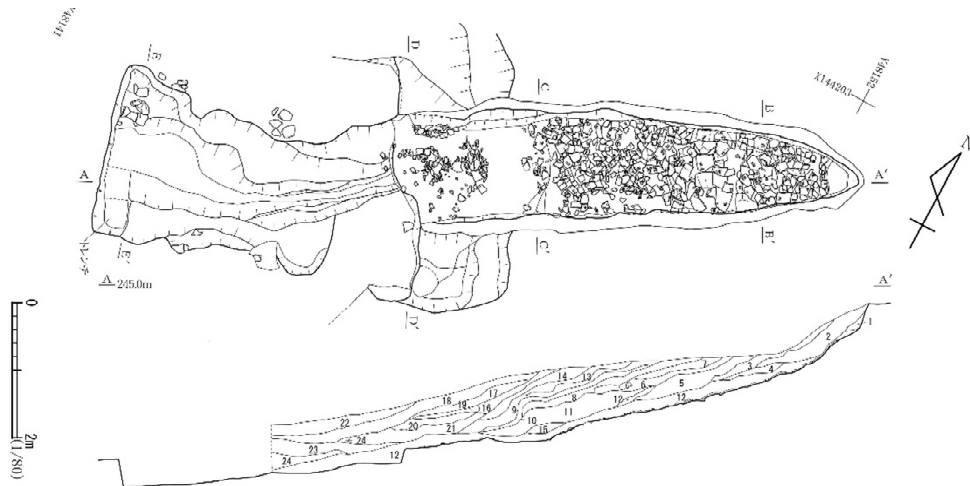
第 85 図 第 I 期の遺構

【2号窯跡：平面表示】

窯体の長さ：約 7m 幅：(最大) 1.3m

主軸方向を真北から東に 63 度傾け、斜面の等高線に直行する。

■ 燃烧部の平面形を土墨状に盛り上げたうえで舗装し、登り窯の形状を表現します。

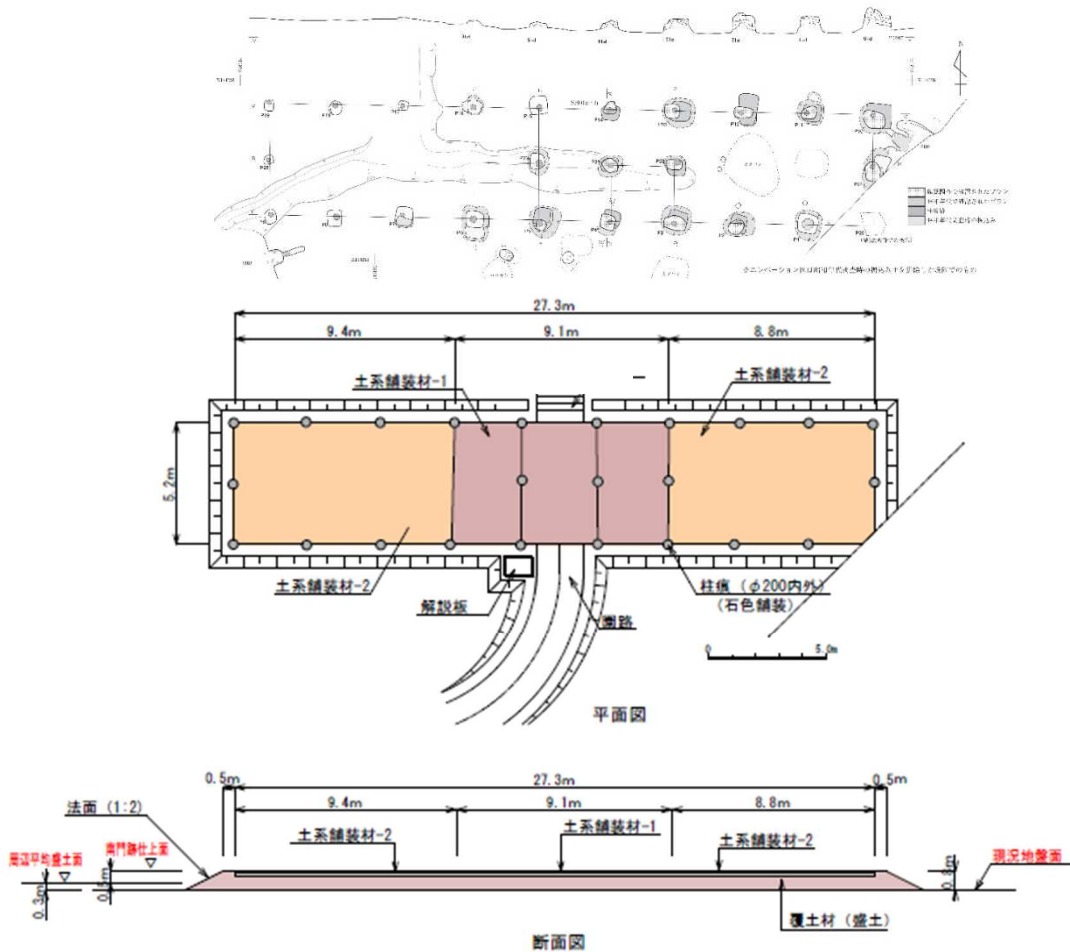


第 86 図 2 号窯跡平面図と表現模式図

【南門：平面表示】

東西9間（27m）・南北2間（5.1m）、基壇痕跡のない掘立柱建物跡
 中央部の2×3間が八脚門となり、その東西両側に2×3間の建物がとりつく。
 柱間の間隔：桁行2.9m（八脚門部分は20～30cm広い）
 梁行の南側は2.54m、北側が2.53m。
 柱痕跡：直径約20cm
 屋根形式：桁行と梁行の柱間の差から中央・両脇部分ともに切妻造り

■建物の平面形を舗装で示すとともに、八脚門部分と両側建物部分を区別できる方法で
 地表面に柱位置を表示します。



参考写真● 舗装色の違いによる遺構表示
 (福島県大安場古墳)

第 87 図 南門 (SI01) 遺構平面図と表現模式図

【金堂基壇：立体表示】

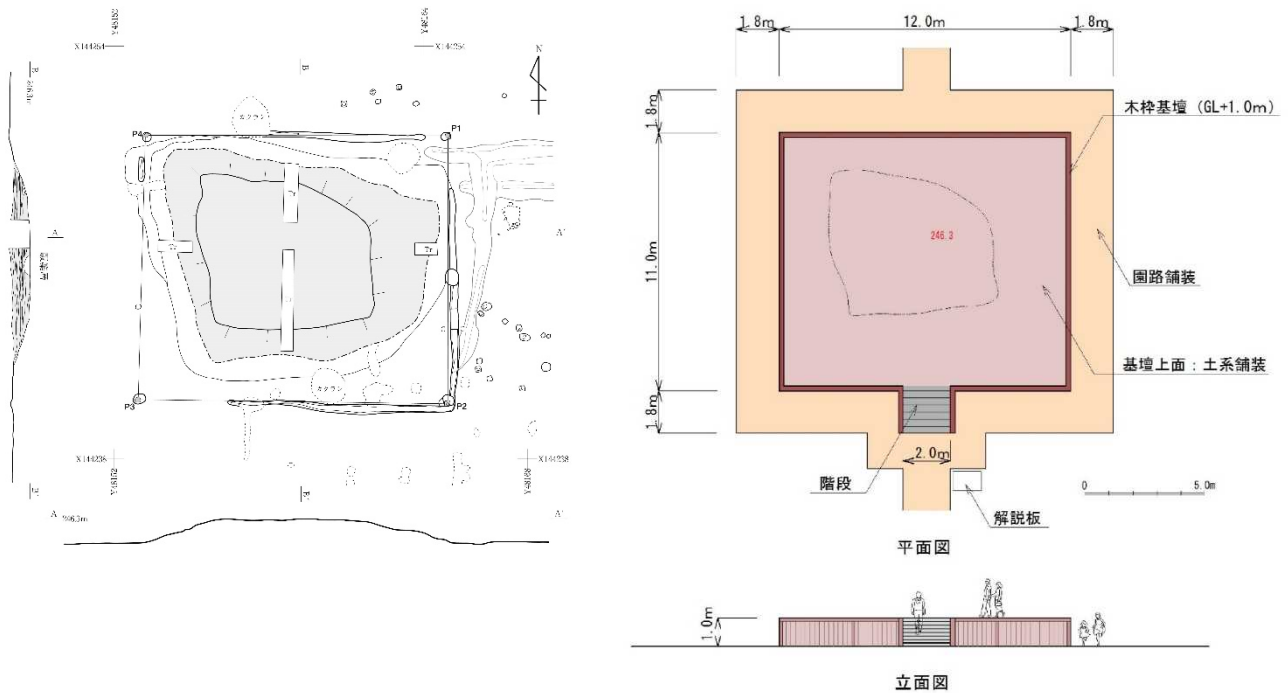
(版築の周辺に確認された堰板溝の範囲) 桁行 11.8m、梁行 10.3m

版築基壇の遺存高：0.7m

礎石：据え付け痕跡なし (0.8m 以上の高さに存在したと想定)

高さ 120cm 程度で階段を有する木装の基壇

■十分な盛土により現存する版築部分と周辺を保護したうえで、上記の規模に基壇を成形し、階段を取り付けた木装基壇を立体的に表現します。



第 88 図 金堂基壇表現模式図



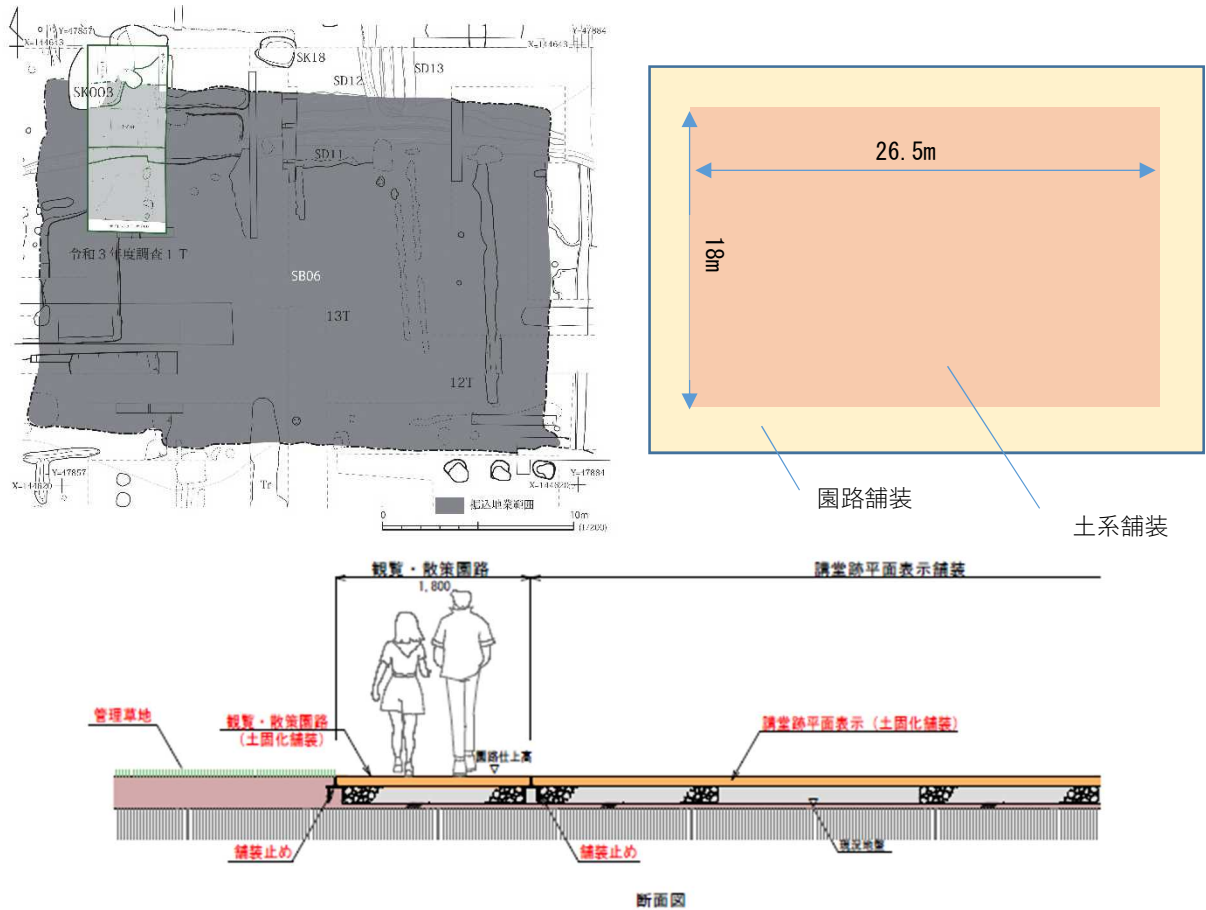
参考写真 1 木製基壇復元事例 (史跡佐野寺跡：和歌山県かつらぎ町)

【講堂：平面表示】

規模：(掘込地業の範囲) 東西 26.5m、南北 18m (89~90 尺×60~61 尺)

雨落溝・礎石・根石等：確認されていない。

■創建期伽藍における最大規模の建物の痕跡として、掘込地業の範囲を舗装により表現します。



第 89 図 講堂平面図と表現模式図



参考写真 2 講堂跡の平面表示事例 (史跡胆沢城跡：岩手県奥州市)

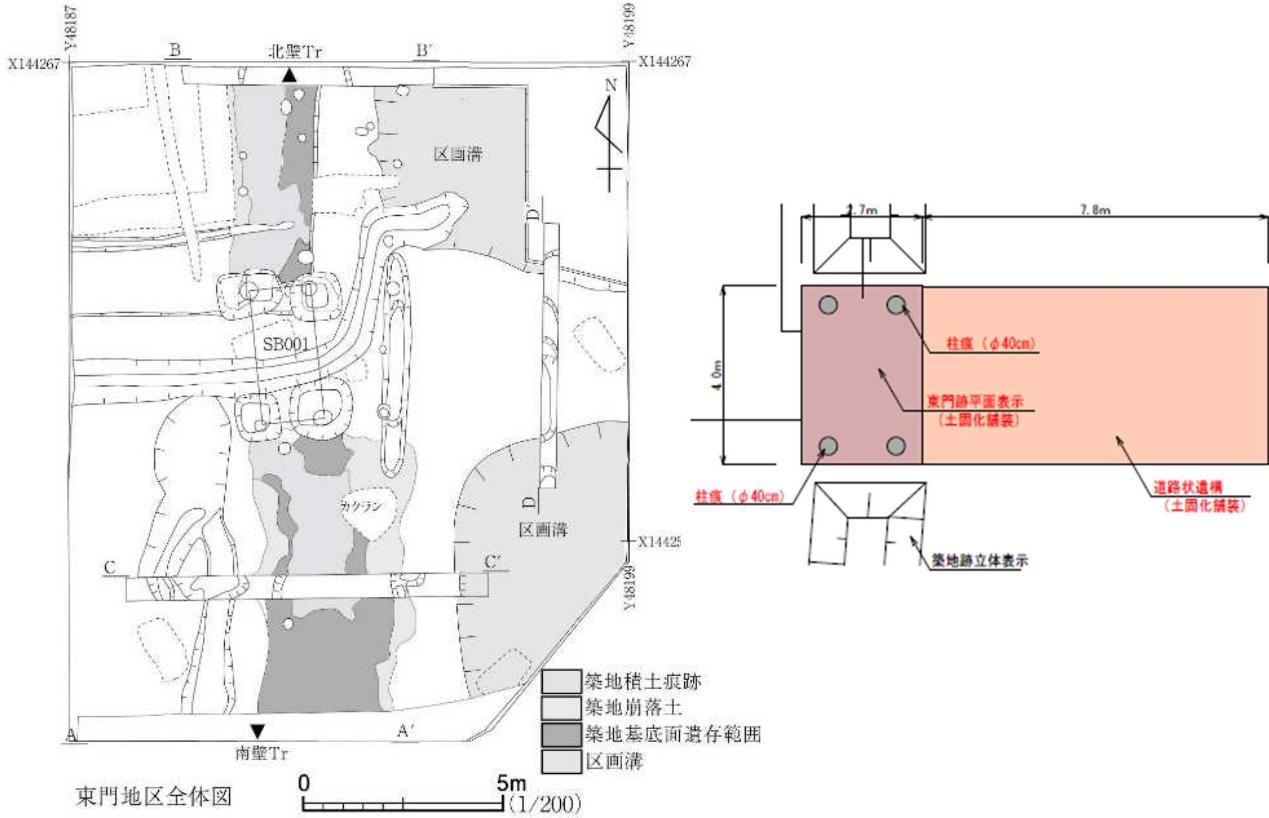
【東門：平面表示】

規模・構造：桁行1間（3.3m）×梁行1間（1.5m）の南北棟

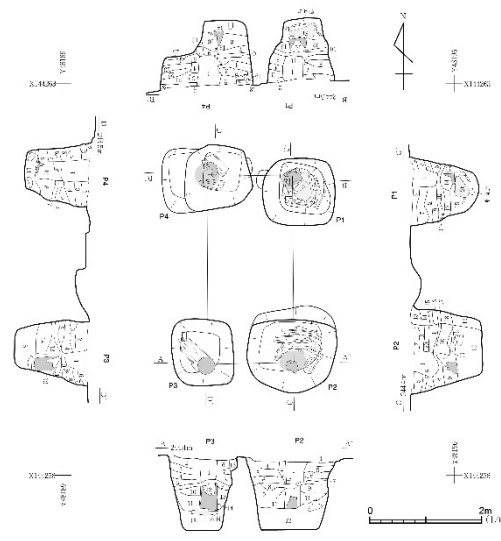
柱堀方：1.1m～1.6m 四方の方形。1.18～1.33m の深さで柱痕跡の直径約 40cm

南北両側に築地が取りつき、東側に伸びる道路遺構を伴う。

■東山道からの見え方や進入を意識した造りを象徴する建造物として、建物の平面形と柱痕跡跡を舗装により地表面に表現します。



東門地区全体図



参考写真3 東門跡の平面表示事例
(史跡武田氏館跡：山梨県甲府市)

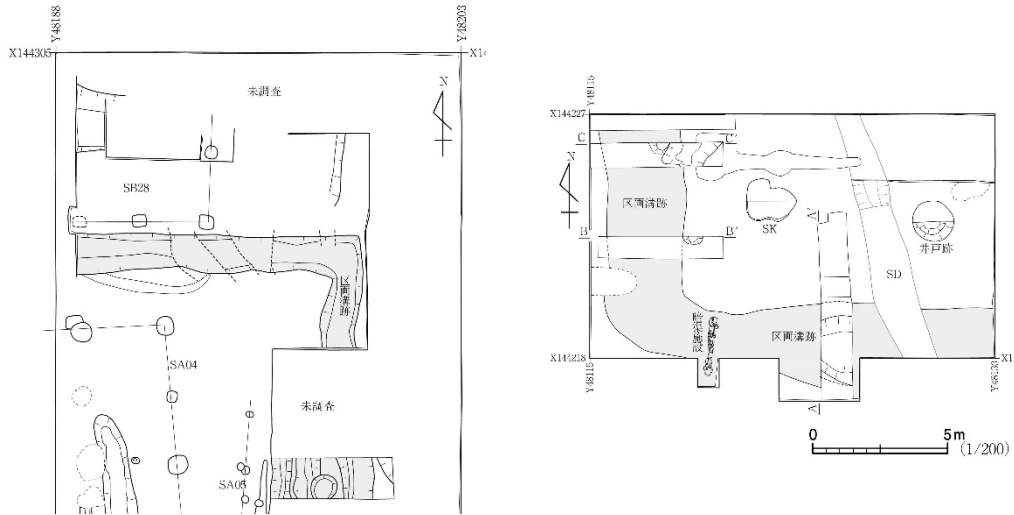
第90図 東門・区画溝・築地・通路状遺構平面図と表現模式図

【区画溝：平面表示】

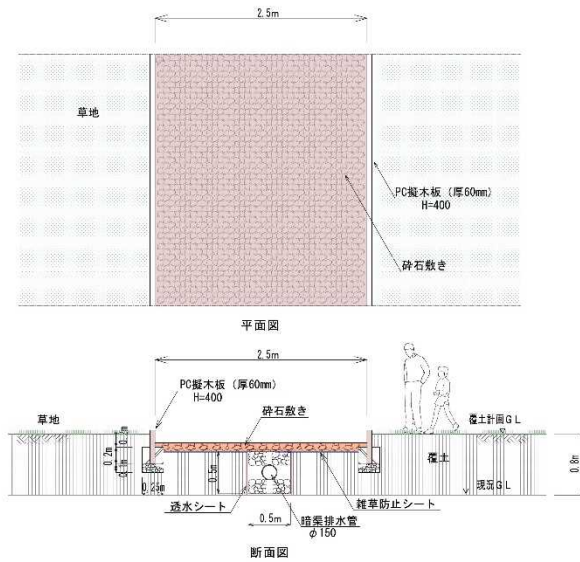
規模：東門の南北両側で幅 5~8m・深さ 1~1.6m

北東コーナーで幅約 1.4m・深さ約 50cm

南西コーナーから南辺にかけて幅 2.5m・深さ 1.2m



区画溝 平面表示（擬木板案）



第 91 図 区画溝遺構平面図と表現模式図

【築地：立体表示】

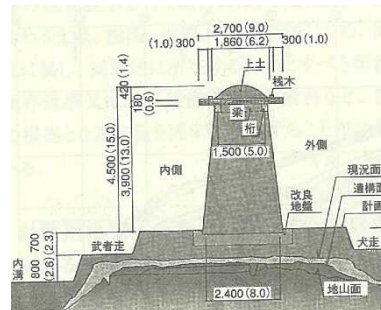
東門の南北で幅 2～2.5m の基底部。

南側で長さ 4m・幅 1.5m、北側で長さ 5m・幅 1.2m の積土が残存。基底部はその北側へさらに長さ 8m・幅約 3m 確認。区画西辺では後世の攪乱や史跡指定範囲の関係で詳細は不明。

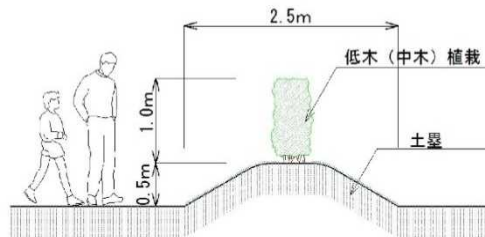
■寺域の規模と、明確な基準線・点に基づいた中枢建物の配置を示すため、築地については区画西辺を除いて基底部が確認された箇所で土塁状に表現し、その上に低木を植栽することで表示します。また、区画溝については、遺構面が確認されている幅 2.5m の範囲に覆土を約 50cm 程度施し、覆土表面をやや掘り下げ、碎石敷きによって周辺の草地との違いをもたせることで表現します。範囲としては築地と同じく区画西辺を除く箇所に、東門の通路状遺構を土橋状に残したうえで、南西コーナーの幅 (2.5m) で帯状に舗装して表現します。



築地塀立体復元 (平城宮)



築地塀立体復元 (志波城)



第 92 図 築地表現模式図

【遺構表現の漸進的な整備】

史跡西側には未調査の範囲が多く、今後の調査によって区画溝の正確な規模や、西からの伽藍進入路等の存在が明らかになる可能性があります。確認調査の機会や史跡の追加指定・公有化等の進展に応じて簡易な遺構表現を整備し、表現の更新や追加を実施することも検討します。

【AR(拡張現実)/VR(仮想現実)による遺構の表現】

創建期遺構表現の案内解説板に QR コードを付し、スマートフォンやタブレット等で 3 次元復元画像を閲覧したり、地表面に表現していない II 期以降の重要な遺構等について、現地形状に復元画像を投影したりできる設備を設けます。



第 93 図 金堂の想定画像と現地写真を組み合わせた表現

■第6節 修景と植栽

市街地化された中に立地すること、自然と歴史を兼ね備えた空間であることを踏まえ、既存の樹木や植生を生かしながら、新規の植栽は奈良時代の植生を踏まえて適切な樹種を選択します。特に史跡範囲内や周辺の発掘調査で得られた当時の植生についての知見を活用し、史跡のかつての自然環境を意識した風景を形作ります。

また、周辺施設や生活空間との区画を図るにあたり、史跡や周辺施設の機能を保ち、多様な公園利用と安全な周辺住民の生活が両立できるよう、史跡西側住宅地との境界には適切な遮蔽施設を設けます。

史跡東側鉄道線路との境界は、駅（鉄道車両）から史跡、史跡から市街地への眺望を確保できるよう整理しながら、鉄道の運行や史跡の利用者の安全を確保すると同時に、史跡から鉄道車両の往来が楽しめるように計画します。

■ 門前の広場

園路と瓦窯の遺構表現以外の部分は、ジャノヒゲ等、従前の植生で高さのない草花を生かした草地とします。鉄道との境界で眺望の支障となるアズマネザサは除去し、安全確保のための柵を設けます。

■ 伽藍の広場

建物配置の計画性や、周囲と区画して管理されていた空間であったことを引き立てるため、遺構表現と園路以外の部分は芝を敷いて整然とした風景を作ります。また、鉄道から伽藍、伽藍から鉄道を望み、現代と古代の共存と対比を象徴する景観を作ります。

■ 眺望と緑の広場

北に向かって上る園路の周辺は、門前の広場同様、チガヤやジャノヒゲ等従前の植生と、緑陰となる既存の樹木を生かします。鉄道との境界は、緑陰となる樹木を最低限残します。園路沿いの数か所でハギやケイトウ、ススキなど奈良時代当時の植生を意識した植栽を施します。

■ 駅西広場

須賀川駅西地区都市構造再編集集中支援事業において関係課と協議します。



史跡北側のサクラとサワラ



「門前の広場」で視界を遮るアズマネザサ



「門前の広場」鉄道境界に繁茂するツタ



「眺望と緑の広場」緑陰とする既存の樹木



「伽藍の広場」からみえる支障木



「眺望と緑の広場」の植生

第 94 図 修景と植栽計画に関する史跡の現状

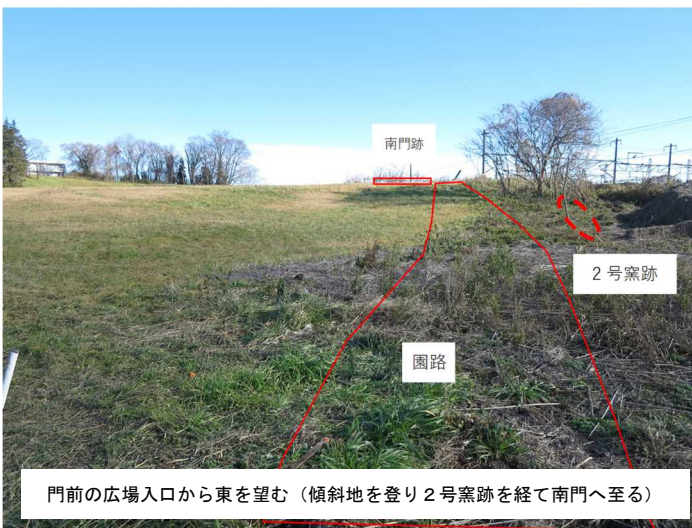
■第7節 眺望

眺望と緑の広場から南に向けては、現在の市街地の広がりや関連史跡、東北本線を往来する電車を一望でき、古代と現代との連続性を感じとれる眺望をつくります。

東側市街地や史跡南側、JR 須賀川駅ホームから北に向けての眺望は、史跡全体を眺望できるような障害物を可能な限り取り除き、利用者を古代石背の原点といえる空間へいざなうことを意識します。また、JR 須賀川駅ホームはもちろん、須賀川一郡山間を走る東北本線車両からも史跡が眺望できるように、障害物の除去や遮蔽施設の仕様に配慮するとともに、東山道からの見え方を意識した寺院の建物配置であったことを踏まえ、寺院から東側を望む眺望にも障害物がないよう計画します。



第 95 図 史跡周辺各位置からの眺望



■第8節 案内・解説施設

全体案内板、各遺構の解説板、動線補助サイン等を適切に配置し、色遣いや形状などが古代寺院の雰囲気と調和するように計画します。

史跡範囲内はもちろん、JR 須賀川駅東西自由連絡通路や観光交流施設等に史跡を紹介するスペースを設け、駅からの回遊を促します。

第10表 サインの体系

種類	目的	設置場所	内容
史跡名称サイン	史跡名称の表示	門前の広場境界	「史跡 上人壇廃寺跡」 規則に準じる
総合案内サイン	史跡全体の案内 史跡の概要	門前の広場	史跡の内容 ゾーンの名称・動線 各種施設の配置
誘導サイン	史跡への道案内 史跡内の順路表示	市内の国道・県道・市道 JR 須賀川駅構内（東西入口から史跡 へのルート上） 周辺の岩瀬郡関連遺跡 園路の分岐点	史跡の方向と距離
解説サイン	遺構の解説 関連遺跡の解説 地形の解説 樹木・植生の解説	遺構表現箇所等 周辺の岩瀬郡関連遺跡	遺構の概要（地表に表現されて いない遺構を含む）
眺望サイン	眺望の表示	眺望点（史跡内） JR 須賀川駅構内からの史跡視認箇 所	関連遺跡や地形・施設の位置
注意喚起サイン	危険個所の周知 利用上の注意表示	危険個所 門前の広場	危険個所と説明 禁止事項等
*QRコード等	遺構の表示 復元建物の表示 解説の表示	表現されていない遺構の箇所 解説サイン	AR(拡張現実)/VR(仮想現 実)、HP や解説動画への誘導

【周辺道路】

史跡周辺の国道・県道・市道においてアクセスルート上の分岐点や曲がり角に誘導標識を設置します。駅西地区の道路から徒歩や自転車でアクセスする利用者の目線を考慮した位置・大きさで設置するとともに、駐車場が限られているため、車でのアクセスは駅東口に誘導する標識とします。

【JR 須賀川駅周辺及び構内】

コミュニティプラザから史跡を眺望できるビューポイントや、JR 須賀川駅東西自由連絡通路の展示スペースのほか、駅のホームからみえる位置に史跡の案内看板や展示を設けます。また、史跡公園への誘導標識を設置します。

【駅西広場】

駅西ロータリーから駅西広場への動線上に案内看板を設置し、四阿と史跡の名称標識に誘導します。

【門前の広場】

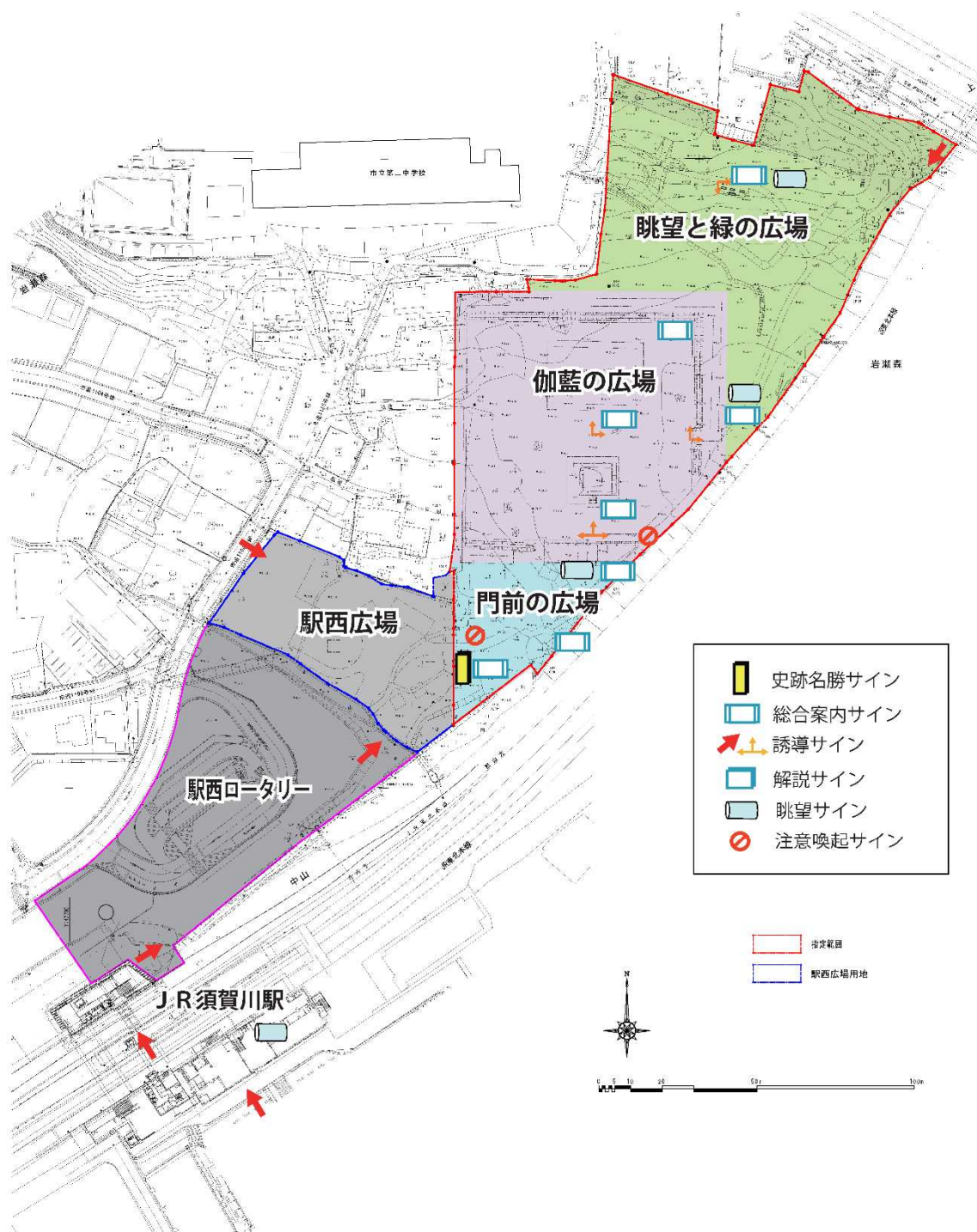
史跡の名称標識と案内パネル（遺構の配置・史跡公園の主要施設や関連遺跡等の配置図など）及び解説パネル（伽藍の建造や修復段階で機能した瓦窯や竪穴建物跡について）、ジオラマを設置します。史跡名勝標識や案内パネルに石材を用いる場合は、可能な限り当地の古墳等の石室でも用いられている地元産の安山岩質凝灰岩を使用します。

【伽藍の広場】

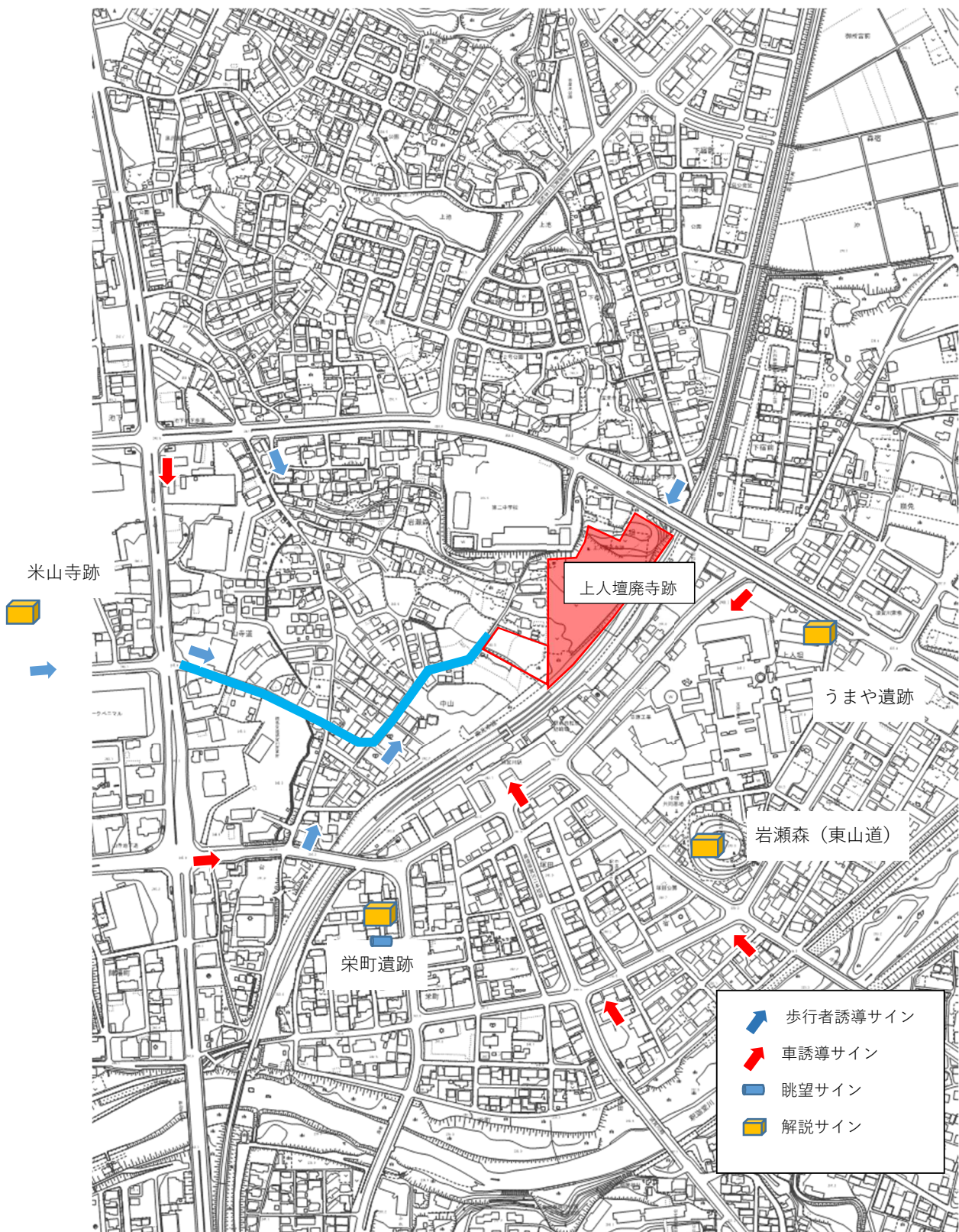
表現されている第 1 期の遺構それぞれに解説パネルを設置します。解説パネルは史跡全体の景観を阻害しない素材・高さで計画します。また、AR(拡張現実)/VR(仮想現実)で表現する遺構の箇所にも QR コード等のプレートを設置します。

【眺望と緑の広場】

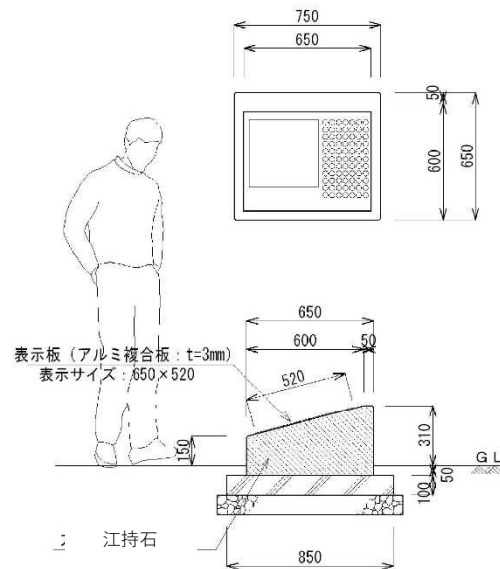
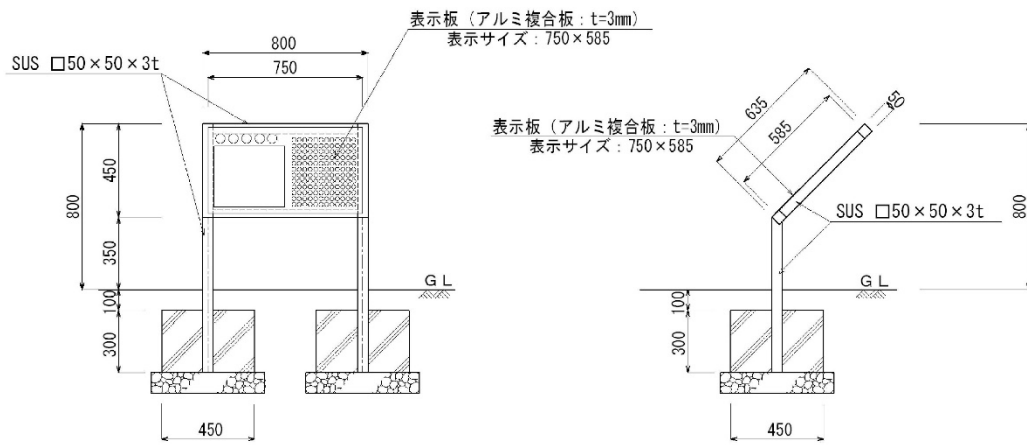
現位置からの眺望写真に周辺の関連遺跡等の位置を示し、解説を加えたパネルとジオラマを設置します。



第 96 図 史跡内の案内・解説施設計画



第 97 図 史跡外の案内施設計画



第 98 図 解説サイン・眺望サイン・誘導標識模式図

■第9節 AR（拡張現実）/VR（仮想現実）

遺跡の当時の姿や本質的価値を表現するにあたり、これまでの調査で得られた遺構や遺物の情報のデジタルデータを活用します。特に建造物の立体的復元にかわる方法としてデジタル的復元を採用することで、整備した史跡の活用の幅を広げます。観光交流施設等への機器配置、アプリの配布やインターネット動画配信等の方法により、史跡現地はもちろん、史跡と関連する周辺文化財の所在地や学校・自宅等でもこれらのデータに触れることができるシステムを検討します。

■AR（拡張現実）で表現する遺構・建造物

【2号窯跡】



創建の工事に深くかかわる遺構として、現地表に窯跡の検出状況写真を表示します。

【金堂跡】



類例として挙げられている海龍王寺西金堂を参考に作成した復元建物画像を、金堂基壇上に表示します。また、整備前の基壇建物跡と周辺の状態を表示します。

【講堂跡】



類例として挙げられている法隆寺大講堂を参考に作成した復元建物画像を、掘込地業範囲の上に表示します。

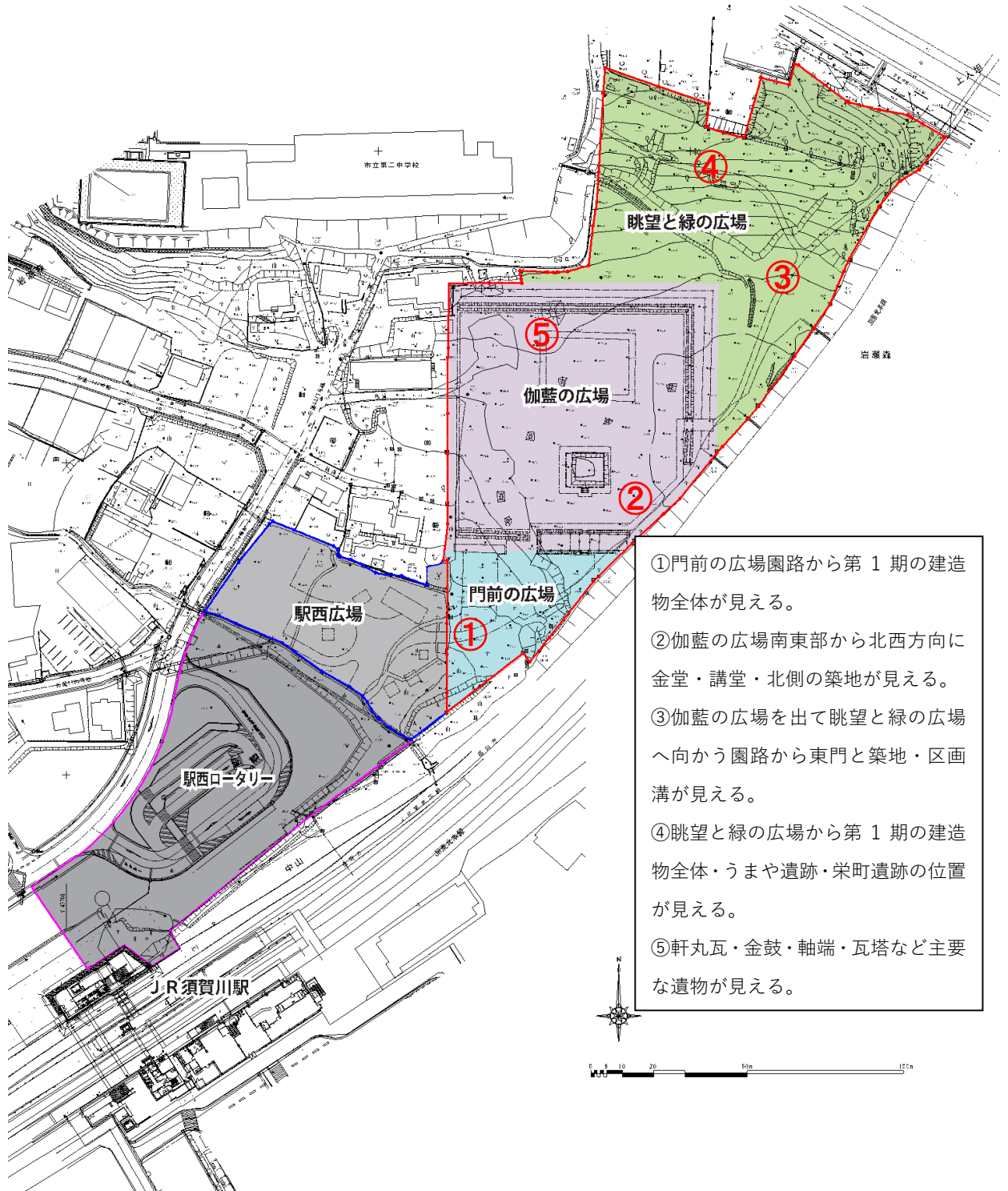
【南門跡・東門跡・通路状遺構・築地・区画溝】

類例を参考に作成した復元画像を現地形状に表示します。

【創建期以外の遺構】

2期以降の建物変遷を、眺望と緑の広場から眺望する形で表現します。

■AR（拡張現実）/VR（仮想現実）で表現する景観の計画



第99図 VR(仮想現実)ポイント計画図(創建期遺構)



第Ⅰ期(創建期)

【創建以前】7世紀の終わりころ。数棟の竪穴建物(SI01 SI02 SI06)が建ち、測地や整地等、寺院を建設する準備をする人たちが動き始める。瓦窯(2号瓦窯)で軒丸瓦や平瓦を焼く作業が急がれている。



第Ⅱ期

【Ⅰ期】8世紀。250尺四方の築地と溝に囲まれ、大量の瓦をのせた南門・金堂・講堂・東門(SB01 SB05 SB06 SB001)がそびえ建つ。

【Ⅱ期】8世紀の後半。伽藍の中は3棟の建物(SB12a SB004 Sb002a)が増築され、伽藍北辺の中央では溝と築地を改修して東西に長い新たな建物(SB003)も作られた。しかし、この建物は火事にあってなくなってしまった。再建のために働く人々は伽藍内外の竪穴建物(SI03 SI04 SI05 SI07)を行き来しながら作業する。



第Ⅲ期

第Ⅳ期

【Ⅲ期】9世紀中ごろから後半。火事にあつた建物を建て直し(SI07)、その北に溝を回した。他にも細々と建物の改修は続いていたが、東側の築地が崩れた後は再建せず、柵で囲った。

【Ⅳ期】10世紀。創建から200年近い時間が流れ、上人壇の寺院は役割を終えつつある。創建当時の立派な建物はなく、四面廂の仏堂(SI28)が残った。

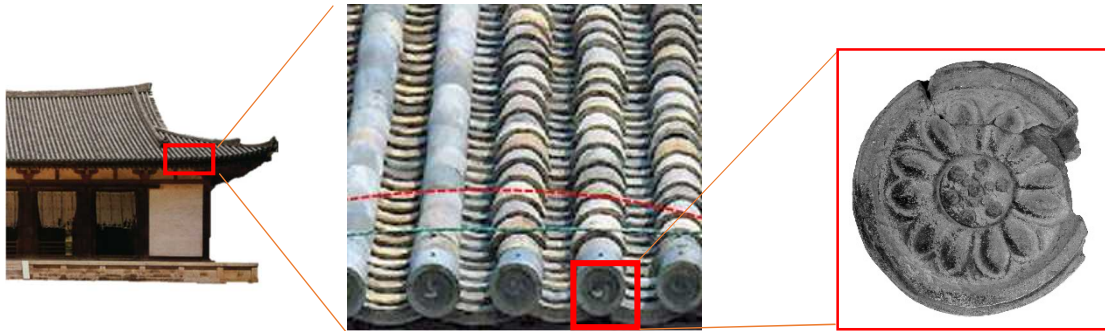


第100図 AR(拡張現実)/VR(仮想現実)で表現する遺構変遷のストーリー

■AR（拡張現実）で表現する遺物

【軒丸瓦・軒平瓦】

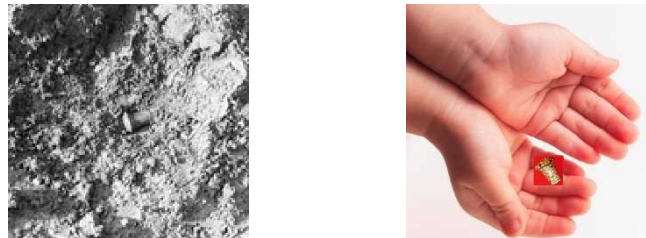
金堂跡・講堂跡の復元画像を拡大して複弁六弁蓮華文軒丸瓦と重弧文軒平瓦が見えるようにするとともに、最も多く瓦が出土した講堂北側の地表面に創建期の瓦が落ちているイメージを表示します。



第 101 図 AR（拡張現実）で表現する軒丸瓦のイメージ

【軸端】

軸端（経典）が使用された場所と考えられる講堂の遺構表現付近で、手のひらの上に軸端の画像を表示します。



第 102 図 AR(拡張現実)で表現する軸端のイメージ

【金鼓】

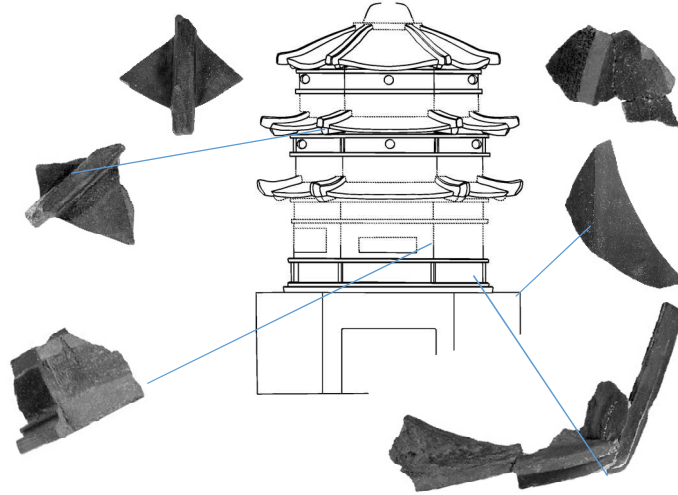
金鼓が出土した講堂北側で金鼓が発見されたイメージを表示します。また、講堂南側で、金鼓の楽器としての全体画像を表示し、たたくアクションで音が出るようにします。



第 103 図 AR（拡張現実）で表現する金鼓のイメージ

【瓦塔】

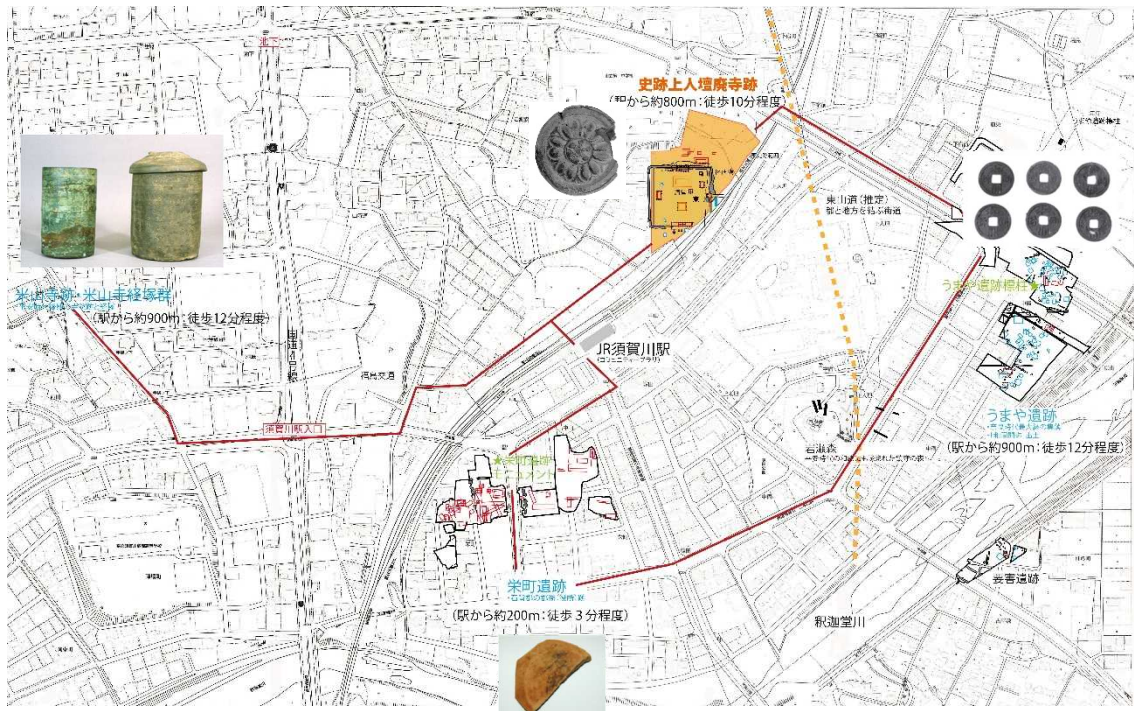
瓦塔片が多く出土した金堂付近の地表面で、瓦塔片が落ちているイメージを表示します。また、その破片が組みあがって想定される全体像になる動画を表示します。



第 104 図 AR (拡張現実) で表現する瓦塔のイメージ

■AR (拡張現実) /VR (仮想現実) で表現する史跡周辺文化財

史跡と関連するうまや遺跡・栄町遺跡・米山寺跡への周遊を促す古代遺跡マップを作成し、マップや現地の案内板に付した QR コードで特徴的な遺構や遺物を表示します。



第 105 図 史跡と周辺文化財の回遊を踏まえた AR(拡張現実)ポイントの計画図

■第 10 節 管理運営・便益施設

快適な見学や利用をするうえで必要な管理運営・便益施設として、下記のとおり計画します。

■規模の前提とする条件

平日の 1 回あたり最大利用者数を、学校利用における 1 学年（3 クラス分・90 人）と想定します。

休日のイベント開催時等における最大利用者数（花火大会の観覧を想定）を、1,000 人と想定します。

■門前の広場の施設・設備

史跡公園の本体部分を示すため、史跡名称サインを設置します。史跡見学の際の休憩場所や集合場所として野外卓を配置します。

また、体験的学習活動（例として舞錐での火おこしや行灯、灯明などの使用）での小規模な火気（直火を除く）を使用することが可能な舗装のスペースと、休憩や防火、植栽への散水のために必要な水道を設けます。

■伽藍の広場の施設・設備

講堂跡や金堂跡を活用した体験活動やステージ発表、展示等を想定し、音響設備や照明のための電気の取れる設備を設置します。また、水分補給・防火・植栽管理のための水道を設けます。

■眺望と緑の広場の施設・設備

散策や運動、昼食休憩箇所として利用する際に必要な水道と、夜間の照明に必要な電気設備を園路沿いに設置します。

■駅西広場の施設・設備

体験活動等の利用者・関係者駐車場、駅西広場の維持管理車両の駐車場とともに、四阿を設置し施設利用者の休憩スペースや情報提供ができる体験活動のスペースとなるよう計画します。

駅ロータリーから「駅西広場」と「門前の広場」は、地域住民、駅利用者、公園利用者それぞれの利益に資する機能をそなえ、それぞれのスペースが調和するようにデザインすることとします。

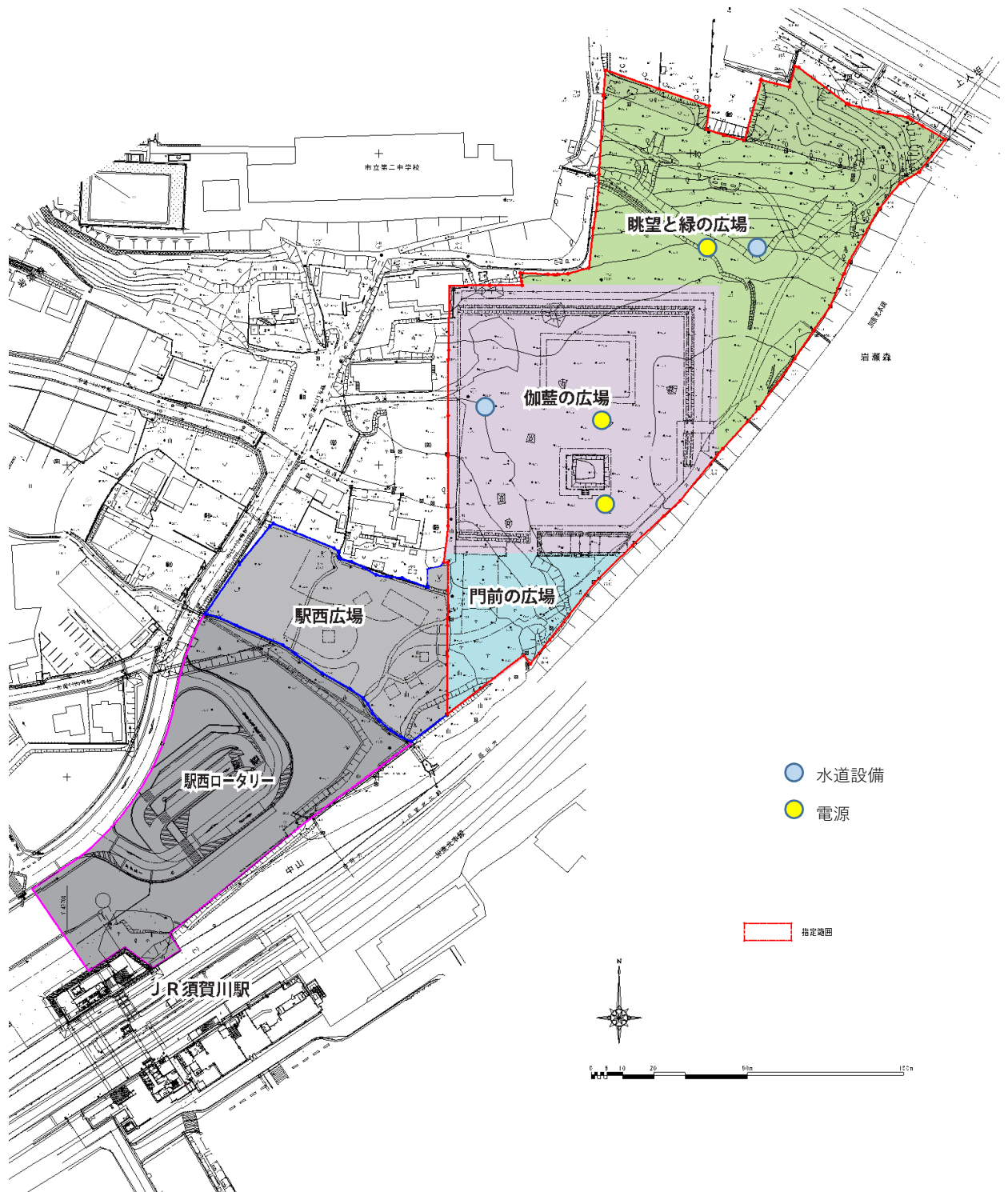
■その他

①日よけ・風よけ・雨よけ

眺望と緑の広場に既存の樹木による緑陰を確保するほか、日よけや雨除けとなるものが少ない伽藍の広場内で快適な活動ができるよう、移動可能なテントなどを用意します。

②Wi-Fi

AR(拡張現実)/VR(仮想現実)アプリのダウンロードや機器使用のため、無料の通信環境を整備します。



第 106 図 水道・電気施設の配置計画図

■各施設の概要

①四阿

休憩や活動スペースとして利用できる四阿とします。トイレ等を併設し、基本的に無人で管理できる形態とします。

【機能】

駅利用者の待合

利用者の食事や休憩のスペース

地域の集会やイベント活動のスペース

イベント時や維持管理作業時の関係者車両や大型バスの駐車スペース

管理運営の作業員・協力者や利用者の待機集合場所



縁台（テーブル・ベンチ兼用）

第 107 図 各施設のイメージ

②休憩施設

眺望点や動線沿いの要所にベンチやスツール、水飲み場を設置します。

③トイレ

多目的トイレ 1 基のほか、女子トイレ 2 基、男子トイレ 2 基を設置し、イベント時は仮設トイレを導入します。

④倉庫

園内管理用機材とイベント用資材収納のため設置します。

⑤駐車スペース

自家用車でアクセスする史跡利用者用駐車場は、JR 須賀川駅東口の民間駐車場のほか、史跡西側に計画します。団体利用時の大型バスや、維持管理作業に関する車両は駅西広場の一角に臨時的に駐車できるよう整備します。



第 108 図 駐車スペースのイメージ

⑥外灯

須賀川市立第二中学校に近い眺望と緑の広場を中心に、外灯を設置します。

⑦学校利用専用ゲート

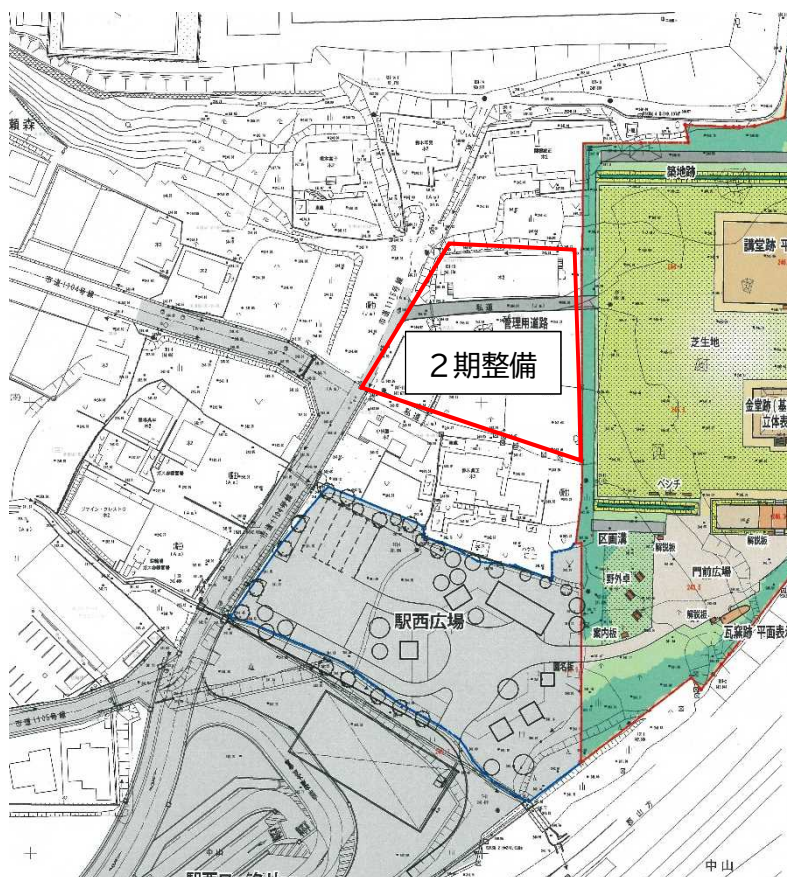
須賀川市立第二中学校の生徒や学校関係者が、登下校や授業、課外活動等で史跡を活用する際に安全に史跡と学校を行き来できるゲートと園路を設けます。



第 109 図 史跡と須賀川市立第二中学校境界付近の現況

■管理運営・便益施設の設置個所

休憩施設・トイレ・団体見学のバス等臨時的駐車スペースは、史跡指定範囲外となる駅西広場への設置を想定します。今後、史跡周辺の公有化と追加指定状況に応じ、史跡の第2期整備としてガイダンス施設・駐車スペース・バックヤードや体験学習用スペースの整備も検討します。



第 110 図 須賀川駅西地区都市構造再編集中支援事業・駅西広場及びびロータリーと 2 期整備の想定範囲

■第11節 公開・活用

史跡の本質的価値の保存や理解につながる活動、また史跡を舞台とした特色ある活用の方法として、これまで市民や関係者から寄せられたアイデアや意見をもとに次のように計画します。

(1) 遺構表現を利用した体験

■寺院の創建や構造を感じ取る体験

出土した軒丸瓦からおこした型による瓦づくり体験や、その瓦を窯跡の近くに展示し窯跡の遺構表示を演出する体験などが考えられます。体験で制作した瓦は持ち上げて手触りや重さを感じることが可能なため、当時の建築技術や寺院の特異性を知る手掛かりとすることができます。

■古代仏教のあり方や雰囲気を感じ取る体験

経典や灯明皿、梵音具といった奈良時代の仏教に関連する遺物と遺構との関係を体感する方法として、金堂や講堂を舞台とした声明や古代楽器の演奏会、灯明皿作りや実際に火をともしてみる万灯会などが考えられます。

(2) 遺構表現を利用したイベント

■金堂・講堂の舞台としての使用

段差がありコンパクトなスペースである金堂で少人数での発表会や演奏会、表彰式などが考えられます。参加人数が多い場合講堂跡も同様なイベントの実施が可能です。

■伽藍の広場全体としての使用

地域の主催する行事の会場として、テントを伽藍の広場内に配置してのフリーマーケットやお祭り、園遊会、野外フェスなどのスペースとして利用できます。

近隣の中学校・高等学校の部活動の場として、園路の直線や傾斜を使った走り込み、吹奏楽など器楽の練習、学園祭などの発表会場となることが考えられます。

また、建造物や照明が少ないオープンなスペースとして、十五夜等の天体観測や釈迦堂川花火大会の観覧場所としての活用も可能です。

(3) 出土遺物の活用

■出土遺物をモチーフとした雑貨の企画や販売

複弁六弁蓮華文や金鼓をモチーフとした文房具や食品の企画が考えられます。これらを商品化し、史跡に隣接している公共施設等でお土産として販売できれば史跡の価値を広く周知することにつながります。

■金鼓のチャイム・時報

金鼓の形状や素材を分析したうえで楽器として復元し、その音を学校のチャイムや地域の時報として活用することが考えられます。復元した金鼓は来訪者がたたいてみるができるよう現地にも設置します。

(4) 周辺遺跡や施設と連携した活用

■石背郡関連遺跡間のウォークラリーやサイクリング

上人壇廃寺跡・栄町遺跡・米山寺跡・うまや遺跡・岩瀬森（鎌足神社）間のモデルコースを示したマップを活用して、ウォーキングやサイクリングイベントが考えられます。

■博物館に収蔵保管している遺物に関する活用

出土遺物を保存と鑑賞に良好な環境で展示できる設備を整え、レプリカや AR(拡張現実)では伝わらない実物のもつ価値にふれる機会を提供することで、史跡の価値を全体的に理解できます。また、遺物をモチーフに企画された商品の販売を取り扱うことも可能です。

(5) その他の活用

■眺望と緑の広場の使用

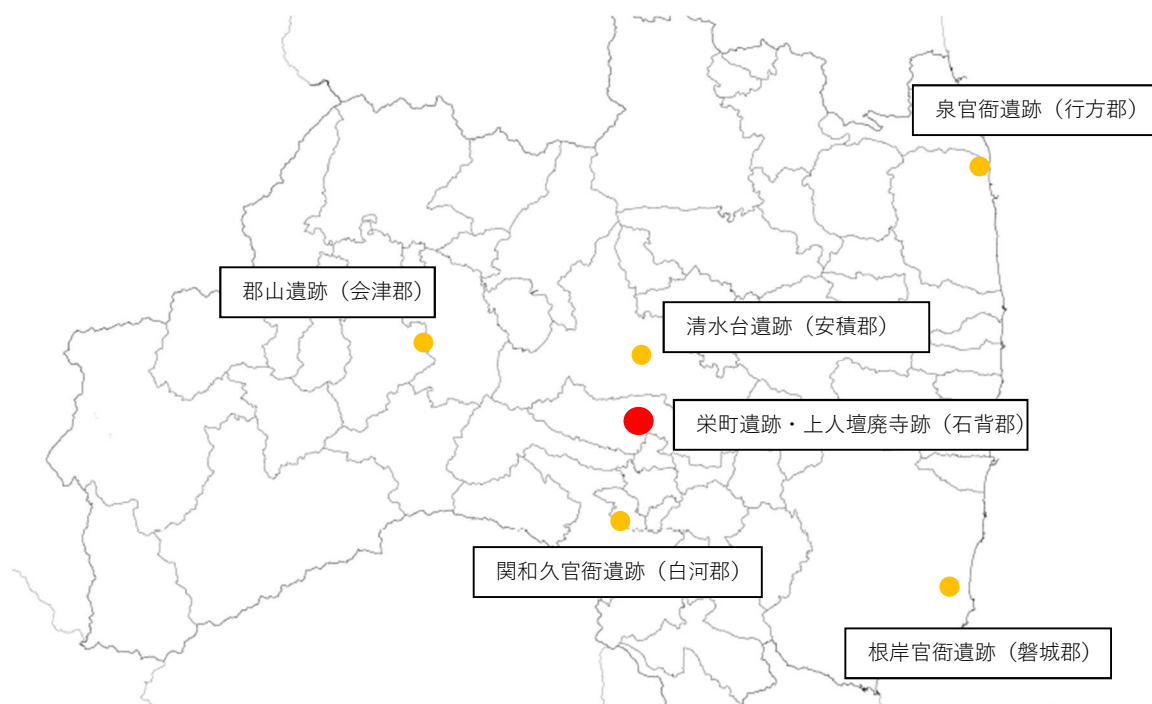
家族連れや児童の自然観察の場として活用できるほか、園路沿いに奈良時代の草木や万葉集に詠まれている草花を植えて育成する講座、またはいけばなやアレンジメントの素材として活用する講座が考えられます。

■小学校社会科教育・中学校歴史教育への活用

学習指導要領や各学習段階の知識・理解力を踏まえてガイドマップやパンフレット、ワークシート等を用意し、学級・学年単位での現地見学や、班単位での調べ学習、個人での自由研究など、教員や児童生徒の自発的な歴史学習に史跡を活用できます。

■古代官衙関連遺跡を有する自治体との連携

官衙・郡衙遺跡を有する自治体、その調査や整備を行っている自治体の担当課と連携し、調査成果の交流や共同事業等の実施を検討します。スタンプラリーやコレクターグッズ等の企画による官衙遺跡間の回遊促進や、視察による交流など、各遺跡の類似点や特徴を意識し理解の深化につなげる取り組みが考えられます



第 111 図 福島県内の主要な官衙遺跡位置図